

(意見書案第7号)

学校給食無償化の早期実現を求める意見書

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定されたところであり、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

日本国憲法では第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされており、第26条では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と定められている。

また、教育基本法第5条第4項において「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」と定められており、当初は自己負担とされていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化されたところである。学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化させ、家計負担を軽減させることが必要である。

令和6年6月12日に文部科学省が公表した『『こども未来戦略方針』を踏まえた学校給食に関する実態調査』によると、令和5年9月1日現在で1,794自治体のうち何らかの形で無償化を実施していたのは、722自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは547自治体であった。

コロナ禍や世界情勢の変動による各種の価格高騰などにより自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多い中、義務教育における家庭の費用負担で自治体間格差が生じてしまう。これは、法の下での平等に照らしても大きな問題であり、学校給食費の無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要である。

よって、国においては、学校給食費無償化を推進するため、自治体への支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛